

別添4

「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成10年5月19日付健政発第639号）（抄）

【新旧対照表】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第二 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>一 趣旨</p> <p>地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、<u>医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。</u></p> <p>三 承認に当たっての留意事項</p> <p>(一) 紹介患者に対する医療提供(医療法第四条第一項第一号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第一六条の二第七号及び<u>医療法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第六十三号。以下</u></p>	<p>第二 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>一 趣旨</p> <p>地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであること。</p> <p>三 承認に当たっての留意事項</p> <p>(一) 紹介患者に対する医療提供(医療法第四条第一項第一号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第一六条の二第七号及び<u>新省令第九条の一九第一項</u>の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「<u>令和二年改正省令</u>」とい う。)による改正後の医療法 施行規則新省令第九条の一九 第一項第一号の規定に基づき 当該地域医療支援病院内に設 置される委員会において対応 策を審議させること。この場 合において、対応策の進捗状 況等によっては、必要に応 じ、都道府県医療審議会で審 議することとされたいこと。</p> <p>(二)～(五) (略)</p> <p>(六) その他</p> <p>① 承認に当たっては、新省令第 六条第二項第九号に掲げる委 員就任承諾書及び履歴書に基 づき、<u>令和二年改正省令によ る改正後の医療法施行規則第 九条の一九第一項第一号</u>に規 定する委員会の構成が適切な ものであることを確認するこ と。</p> <p>② 承認に当たっては、新法第四 条第二項に基づきあらかじめ 都道府県医療審議会の意見を 聴くこととされているが、その 際には、<u>当該承認が地域に おける病床の機能の分化及び 連携に影響を与えることが想 定されることから、あらかじ め当該病院が所在する構想区 域の地域医療構想調整会議に おいて協議した上で、当該協 議の結果や当該病院が所在す る二次医療圏及び都道府県の</u></p>	<p>審議させること。この場合にお いて、対応策の進捗状況等によ っては、必要に応じ、都道府県 医療審議会で審議することとさ れたいこと。</p> <p>(二)～(五) (略)</p> <p>(六) その他</p> <p>① 承認に当たっては、新省令第 六条第二項第九号に掲げる委員 就任承諾書及び履歴書に基づ き、<u>新省令第九条の一九第一項</u> に規定する委員会の構成が適切 なものであることを確認するこ と。</p> <p>② 承認に当たっては、新法第四 条第二項に基づきあらかじめ都 道府県医療審議会の意見を聴く こととされているが、その際に は、当該病院が所在する二次医 療圏及び都道府県の実状を踏ま えて審議が行われるよう留意す ること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>実状を踏まえて審議が行われるよう留意すること。</p> <p>③ 承認に当たっては、令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の十九第一項第二号において、管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定されていることに留意すること。具体的には、地域の実情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、承認がなされた際にどのような責務を追加すべきか、地域医療構想調整会議において協議するとともに都道府県医療審議会において審議し、責務の内容が提案された場合においては、承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、都道府県医療審議会において当該計画を確認した上で承認を行うこと。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>五 管理者の業務遂行方法</p> <p>(一)～(六) (略)</p> <p>(七) 地域医療支援病院内に設けられる委員会(令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条)</p>	<p>五 管理者の業務遂行方法</p> <p>(一)～(六) (略)</p> <p>(七) 地域医療支援病院内に設けられる委員会(新省令第九条の一九関係)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の一九関係)</p> <p>① <u>令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則新省令第九条の一九第一項第一号</u>に規定する委員会においては、当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、本通知「第二 地域医療支援病院に関する事項」中、主として「五 管理者の業務遂行方法」に定められた各事項((七)を除く。)に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(八) 患者に対する相談体制(令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係) <u>令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第一号</u>に規定する「当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保することを意味するものであること。</p> <p>(九) 地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項(令和二</p>	<p>① 新省令第九条の一九に規定する委員会においては、当該地域医療支援病院が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保のために必要な支援を行うよう、本通知「第二 地域医療支援病院に関する事項」中、主として「五 管理者の業務遂行方法」に定められた各事項((七)を除く。)に関する業務遂行状況について審議し、当該病院の管理者に意見を述べるものであること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(八) 患者に対する相談体制(新省令第九条の一九関係) <u>新省令第一九条の一九</u>に規定する「当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者及び家族等からの苦情、相談に応じられる体制を確保することを意味するものであること。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の一九関係)</p> <p>① 令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第二号に規定する「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」については、様々な医療の中で、地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものについて、都道府県知事が地域の実情に応じて、適切に定めるべきものであること。</p> <p>② 都道府県知事が令和三年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第二号の規定に基づき責務を追加する際には、同条第三項の規定に基づき、都道府県医療審議会の意見を聴くことに加え、地域の実情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、地域医療構想調整会議における協議を踏まえて行うこと。また、三（六）③の規定に基づき、承認申請がなされた病院について、地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議をとおして具体的な責務が提案されている場合、承認を行つ</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>た後に、当該提案に基づいて責務を追加する場合は、地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議は既に行っているとみなして差し支えないこと。</u></p> <p>③ <u>都道府県知事が令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第二号の規定に基づき責務を追加する際の、地域医療構想調整会議における協議及び都道府県医療審議会における審議は、地域医療構想の趣旨を踏まえて行うこと。</u></p> <p>④ <u>具体的には、例えば以下のようないいに付けて、地域の実情から当該地域医療支援病院が実施することが適切であると考えられる場合に、責務として追加することが考えられること。</u></p> <p>ア) <u>医師の少ない地域を支援すること。</u></p> <p>イ) <u>近接している医療機関と競合している場合は、地域医療構想調整会における協議に基づき、医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること。</u></p> <p>ウ) <u>平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>提供を行うこと。</u></p> <p>エ) <u>平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。</u></p> <p><u>なお、追加する責務については、例えば医師の少ない地域を支援することを責務とする場合には、地域医療対策協議会における議論を踏まえたものとなるよう</u></p> <p><u>にする等、関連する他の協議会、審議会等における議論を踏まえたものとなるよう</u></p> <p><u>にすること。</u></p> <p>(5) <u>令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第二号の規定に基づき追加された責務については、常に地域の実情に応じた責務とするため、必要に応じて地域医療構想調整会議において協議し、責務の見直しを検討すること。責務の見直しが必要とされた場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて責務を見直すこと。特に医療計画又は地域医療構想の見直しの際には、既に定めた責務について、見直しの要否も含めて検討すること。</u></p> <p>(十) (略)</p>	
七 その他	七 その他

改 正 後	改 正 前
<p>都道府県は、医療法第二九条第三項各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができるとされているため、以下の取扱いについて、遗漏なきを期されたい。</p> <p>(一) <u>令和二年改正省令による改正後の医療法施行規則第一九条の一九第一項第二号の規定に基づき、都道府県知事が、当該地域医療支援病院が現に実施していない事項を責務として追加する際には、二年程度の間に責務を果たすための実施計画の策定を求めるとともに、当該計画期間経過後も責務を果たしていない場合は、必要に応じて当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、都道府県医療審議会の意見を聴き、その承認の取扱いを決定されたいこと。</u></p> <p>(二) (略)</p>	<p>都道府県は、医療法第二九条第三項各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができるとされているため、以下の取扱いについて、遗漏なきを期されたい。</p> <p>(一) <u>平成二六年四月一日付けて見直しが行われた承認要件の充足状況について、業務報告書の確認を行い、承認要件を満たしていない場合には、二年程度の間に承認要件を充足するための年次計画の策定を求めるとともに、当該計画期間経過後も承認要件が充足されない場合は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。</u></p> <p>(二) (略)</p>